

岩手県告示第 738 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成 19 年 10 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 大槌町尺丈沢鳥獣保護区
- 2 区域 上閉伊郡大槌町地内の主要地方道大槌川井線と民有林 98 林班と民有林 99 林班の境界との交点を起点とし、同点から主要地方道大槌川井線を西に進み、民有林 98 林班と民有林 97 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林三陸中部森林管理署 201 林班と国有林三陸中部森林管理署 202 及び 203 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み上閉伊郡大槌町と下閉伊郡山田町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林三陸中部森林管理署 201 林班と国有林三陸中部森林管理署 200 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林 98 林班と民有林 99 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで